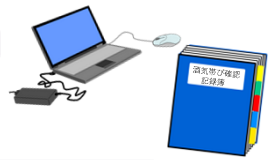




点呼・酒気帯び確認等に関するQ & A



Q1 点呼による確認の業務や酒気帯び確認の業務を委託する事業者の資格・要件はありますか？

A1 事業者の資格・要件はありません。ただし、委託業者による業務の実施は、あくまで安全運転管理者の業務を補助する者による実施であることから、安全運転管理者の指導及び監督のもとで行われるものであることに留意する必要があります。

Q2 スマートフォン等のアプリケーションを用いた点呼等の実施や酒気帯び確認を行うことは問題ありませんか？

A2 アプリケーションを用いた実施や確認については、一律に不可となるものではありませんが、対面による確認と同視できるような方法で行われるものであるかを十分確認する必要があります。

Q3 いわゆる緑ナンバー事業者においては、国（国土交通省）の認定を受けた機器を使用した自動点呼が実施されていますが、白ナンバー事業者において同様の機器を使用した点呼（酒気帯び確認を含む）を行うことは問題ありませんか？

A3 自動点呼とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）」に定められた機能の要件を満たすものとして認定を受けた機器を使用して実施されるものと承知しています。

自動点呼には、「業務前自動点呼」と「業務後自動点呼」がありますが、このうち、「業務後自動点呼」については、認定を受けた機器を使用して実施されるのであれば、対面による確認と同視できるような方法と考えられるため、白ナンバー事業者においても同様の機器を使用した実施は可能と考えられます。

なお、「業務前自動点呼」については、国土交通省において安全性の観点から実施の可否について検討が進められている段階であり、現時点では実用化に至っていません。

Q4 安全運転管理者以外の者が点呼による確認や酒気帯び確認を行う場合においては、安全運転管理者は、あらかじめ当該安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問において「補助者」といいます。）を指定した上で、当該指定した者に対し、指導・教育を行うこととされていますが、指定の方法は決まっていますか？

A4 指定の方法に決まりはありません。なお、補助者を指定する場合には、点呼による確認の方法や酒気帯び確認の方法のほか、補助者が運転者の異常を確認した場合の対応方法等について指導・教育を行うことにより、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられるようにしておく必要があります。

Q5 現在、酒気帯び確認の結果を記録するための独自の様式を作成して使用していますが、点呼等の実施の結果を記録するために、この様式を更新して同一の様式の中に記録することができるようにしてもよいですか？

A5 様式に特段の定めはないため、独自の様式を使用することは差し支えありません。
また、自動車点検の結果、正常運転をできないおそれの確認の結果、酒気帯び確認の結果をそれぞれ別の様式に記録することも差し支えありません。

Q6 記録の保存方法は決まっていますか？

A6 記録の保存は、書面又は電磁的記録による記録・保存のいずれでも差し支えありません。なお、電磁的方法としては、パソコンやスマートフォンを利用した記録・保存が考えられます。